世界遺産の保全状態等に関する定期報告等について

世界遺産委員会は、地域ごとに、世界遺産一覧表に記載された遺産の保全状態を含む定期報告を審査することとなっている。平成22(2010)年、8月にブラジリアにおいて行われた第34回世界遺産委員会において、我が国が属するアジア・太平洋地域の定期報告を行うことが決定された。報告内容は平成24(2012)年の第36回世界遺産委員会において審査が行われる。

なお、アジア・太平洋地域が定期報告を行うのは、平成15 (2003)年の第27回世界遺産委員会に次ぐ2回目である。

1. 定期報告の概要

(1)根拠

第22回世界遺産委員会(平成10年、京都市)において、世界遺産一覧表に記載された遺産の世界遺産としての価値を維持し、そのために必要な措置を講じることが世界遺産条約の履行における世界遺産委員会の重要な役割であるとの認識に立ち、各締約国が自国に所在する世界遺産の保全状態等に関して定期的に報告を行うことが決定された。

(2)目的

- ①条約の履行状況評価
- ②世界遺産の価値の維持状況評価
- ③世界遺産の環境や保全状況の変化に係る最新情報の把握
- ④条約の履行及び世界遺産の保全における地域的協力、締約国間の情報・経験の 共有のメカニズムとしての機能

(3)報告内容

各締約国は、世界遺産条約第29条に基づき、条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置や他の行動に関し、6年毎に提出する。

様式は「世界遺産条約履行のための作業指針」に定められており、セクション I「締約国における世界遺産条約の適用」とセクションII「特定の世界遺産物件の 保全状態」で構成される。

①セクション I 「締約国における世界遺産条約の適用」

世界遺産条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置、その他の措置など、世界遺産条約に定められた締約国としての義務や責任全般に関する報告。

②セクション II 「特定の世界遺産物件の保全状態」

個々の世界遺産の保全状態に関する、各遺産物件ごとの報告。

なお、第2巡目の定期報告では、セクションⅠ、Ⅱと併せ、以下の作業が求められる。

- ①境界が明確ではない世界遺産にについては、地図情報等の補完(該当する場合は事前に世界遺産センターから指摘される)。
- ②SOUV (Statements of Outstanding Universal Value:顕著な普遍的価値の記述)が整っていない世界遺産については、世界遺産に記載された時点に遡ってSOUVを作成。

(4)対象となる世界遺産

第2巡目の定期報告において対象となるのは、当該地域において世界遺産一覧表に記載されている全ての世界遺産である。(我が国においては文化遺産11件、自然遺産3件)。

(参 考)

地 域	審査対象遺産	委員会で審 査を行う年
アラブ諸国	1992年までの登録遺産	2000
アフリカ諸国	1993 "	2001/2002
アジア・太平洋諸国	1994 " (%)	2003
ラテンアメリカ・カリブ諸国	1995 "	2004
ヨーロッパ・北アメリカ諸国	1998年 "	2005/2006
アラブ諸国	登録された全ての遺産	2010
アフリカ諸国	"	2011
アジア・太平洋諸国	"	2012

(※)審査の対象は、「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」、「屋久島」、「白神山地」、「古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)」の5件の世界遺産であった。